

新型コロナウイルス感染症に係る支援策等のご案内

《給付金・助成金》

| | | |
|-------------------------------|--|---|
| ◇中小企業庁（国） 一時支援金 | 法人：上限60万円 個人：上限30万円 | 国の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動自粛の直接的な影響を受け、令和3年1～3月のいずれかの月の売上が令和2年又は令和元年の同月と比較して50%以上減少した中堅・中小事業業者に支援金を支給。 申請期間：～令和3年5月31日 |
| ◇香川県 営業継続応援金 | ①飲食事業者：1店舗あたり 上限40万円 ②関連事業者等：1事業者 あたり上限20万円 | 感染症の拡大を受け、県民の外出機会が減少したことにより、令和3年1月と2月の売上の合計額が、対前年同期比で①30%以上減少した飲食事業者、②50%以上減少した飲食事業関連事業者、又は主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者等に応援金を支給。 申請期間：令和3年4月27日～6月15日 |
| ◇香川県 営業時間短縮協力金 | 1店舗あたり上限56万円 ※時短要請に応じた日数×4万円 | 県が行った営業時間短縮の協力要請に、全面的に応じた飲食事業者に対し、協力金を支給。 申請期間：令和3年5月6日～6月15日 |
| 第1次（要請期間： 4/7～4/20） | | |
| 第2次（要請期間： 4/28～5/11） | 1店舗あたり最大280万円 ※事業者の売上状況により変動 ※感染防止対策の事実が確認できる写真要 | 県が行った営業時間短縮の協力要請に、全面的に応じた飲食事業者に対し、協力金を支給。 申請期間：未定 |
| 第3次（要請期間： 5/12～5/31） | 第2次協力金と同様の計算方式によって算出された支払金額に加えて、第3次協力金の1割を上乗せ | 県が行った営業時間短縮要請の延長にあたり、「延長期間」を通して営業時間短縮の協力要請に、全面的に応じた飲食事業者に対し、協力金を支給。 申請期間：未定 |
| ◇香川県 公共交通利用回復 緊急支援事業補助金 | バス事業者： バス台数×5万円 タクシー事業者： タクシー台数×2万5,000円 | 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少した県内公共交通の利用回復を緊急的に支援するため、交通事業者等が行う「新しい生活様式」に対応した利用促進の取組や、安全・安心な運航を継続するための取組等に対して補助。 申請期間：令和3年4月30日～8月2日 |
| ◇香川県 公共交通利用回復 緊急支援給付金 | バス事業者： バス台数×5万円 タクシー事業者： タクシー台数×2万5,000円 | 上記公共交通利用回復緊急支援事業との選択制で、事業用車両数に応じた給付金を支給。 申請期間：令和3年4月30日～6月30日 |

| | | |
|--|--|--|
| ◇香川県 飲食店感染防止対策 認証制度（仮称） ※今後詳細確定後に 公開予定 | ①対面防止に資する備品等 基本的な感染防止に係る経費：10/10 ②その他の感染防止対策に 係る経費：3/4 1店舗あたり上限20万円 | 県が定める感染防止対策基準を満たす店舗を認証し、県が当該店舗に対して認証マークを交付するとともに、認証店を紹介するウェブサイトやチラシ等で広報、認証を受けた店舗は認証マークの掲示によりPRする制度を創設。認証取得に必要な経費を支援する。 |
| ◇厚生労働省（国） 人材確保等支援助成金 （テレワークコース） | ①機器等導入助成： 補助率30% ※上限100万円 ②目標達成助成： 補助率最大35% ※上限100万円 | ①事前に認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組（テレワーク用通信機器の導入・運用、研修、コンサルティング、就業規則等の作成等）を行い、テレワークを実施した場合、助成金を支給。 ②テレワーク導入後の一定期間において、テレワーク実施者率が増加し、かつ離職率が低下した場合、助成金を支給。 |
| ◇香川県 新しい働き方推進助成金 ※今後詳細確定後に 公開予定 | ①テレワーク推進コース： 上限50万円 ②新しい働き方に対応した 誰もが働きやすい職場環境 づくりコース：上限30万円 ※①、②ともに補助率1/2 | 「かがわ働き方改革推進宣言」を行い、テレワークの導入など新しい働き方への転換や、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等に対し、取組み経費の一部を助成。 |

《納税猶予・軽減》

| | |
|----------------------|---|
| 地方税徴収猶予の 「特例制度」 | 以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象。 ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。 ※「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応。 |
| 固定資産税の特例措置の 拡充・延長 | 生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置（3年間の軽減）について、対象資産に一定の事業用家屋・構築物も追加。（令和5年3月31日までに取得したものが対象。） |

詳細については、商工会までお気軽にご相談ください。

お問い合わせは

さぬき市商工会

<http://www.shokokai-kagawa.or.jp/sanukishi/>

本所 TEL 087-894-3888

支所 TEL 0879-43-2340



公式Facebook、公式Instagram始めました！施策情報やさぬき市の情報を発信しています！「いいね！」フォローをお願いします！

尚、本紙の情報は、2021年5月11日現在の情報です。